解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年四月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

大分県別府市光町一二番二号

宗教法人龍泉寺

清算人　布施　覺雄

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区櫛引町一丁目三番地

埼玉機械工業厚生年金基金

代表清算人　飯野　耕司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月十九日開催の臨時社員総会の決議及び長崎県知事の認可により、平成二十九年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

長崎市城栄町一八番二〇号

医療法人社団鍬塚皮膚科医院

清算人　鍬塚　賢

第六期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び正味財産の部

資産の部　一、七八一、六七四

負債及び正味財産の部　一、七八一、六七四

負債の部　一、七八一、六七四

正味財産の部　一、七八一、六七四

平成二十九年五月二十六日

鹿児島市長田町一四番三号公益社団法人鹿児島共済会南風病院透析室内

公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会

代表理事　谷口賢二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡三戸町大字泉山字久手一〇番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　神山　稲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　祥吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡色麻町大字上本町七一番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早坂　栄喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

仙台市青葉区立町二三番一九―二〇一号

相続財産管理人

司法書士法人ｔｏｍｏｎｉ

代表社員　車塚　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市総社町桜が丘一〇四一番地二、最後の住所群馬県前橋市総社町桜が丘一〇四一番地二藤村勇方

被相続人　亡　藤村マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号

石原・関・猿谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市柏三七七番地、最後の住所千葉県船橋市小野田町七六九番地一八　誠光園

被相続人　亡　丹波万里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九松戸東洋ビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　蒲田　孝代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿一丁目一五番地、最後の住所東京都中野区本町二丁目四〇番五号

被相続人　亡　**佰**塚　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

事務所東京都新宿区四谷三―二―三ＴＲⅡビル七階付岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　付岡　透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区井土ケ谷中町一五四番地五、最後の住所横浜市南区井土ケ谷中町一五四番地五スカール井土ケ谷八〇二号

被相続人　亡　三浦　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

横浜市中区弁天通二―二一アトム関内ビル五階

相続財産管理人　弁護士　古西　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市万才二六六番地一、最後の住所山梨県甲斐市万才二六六番地

被相続人　亡　三石　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

山梨県甲府市中央一丁目一二番二二号マリアージュビル六〇二颯法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　理恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区葵一丁目一六〇四番地、最後の住所名古屋市中村区烏森町五丁目二六番地市営かすもり荘五〇一号

被相続人　亡　鬼頭　則夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

名古屋市西区城西一丁目四番七号寺澤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　箕浦　祐介

第18期決算公告

平成29年5月23日　札幌市中央区北２条東12丁目98番地42

ジェコス北海道株式会社

代表取締役社長　武石　耕一

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,087,030	流動負債	586,837
固定資産	795,314	（うち賞与引当金）	(8,333)
有形固定資産	779,240	固定負債	171,480
無形固定資産	989	（うち役員退職慰労引当金）	(18,555)
投資その他の資産	15,084	株主資本	830,193
		資本金	10,000
		資本剰余金	820,193
		利益準備金	3,300
		その他利益剰余金	816,893
		（うち当期純利益）	(91,789)
		評価・換算差額等	293,833
資産合計	1,882,345	負債・純資産合計	1,882,345